

川崎市病院局スクーリング職免取扱要綱

平成19年 4月 1日

19川病総庶第961号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が自己の能力を開発するとともに、病院事業施策の推進及び公務能率の増進を図るため、大学通信教育の面接授業を受ける場合の職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年川崎市条例第17号）第2条第1号の規定に基づく職務に専念する義務の免除（以下「スクーリング職免」という。）に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 スクーリング職免の対象者は、文部科学省の認可を受けて大学通信教育を行う学校の面接授業（年を通じて行われるもの及び夜間に行われるものを除く。以下同じ。）を受講する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）とする。

(承認期間等)

第3条 スクーリング職免は、公務に支障を来さない範囲内において、面接授業に必要と認める期間について、半日又は1日を単位として承認するものとする。

(添付書類)

第4条 川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）第15条第2項の関係書類は、学校等からの面接授業出席依頼文等とする。

(出席書等の提出)

第5条 スクーリング職免の承認を受けた職員は、面接授業終了後出席証明書

等の出席を証明する書類を病院局長に提出するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、スクーリング職免に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川病総庶第2194号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日2川病総庶第962号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。